

「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」
を求める意見書

「へき地教育振興法」は、都道府県の任務として、特殊事情に適した学習指導、教材、教具等についての調査、研究及び資料整備、教員の養成施設設置、市町村への指導、助言又は援助等、教員及び職員の定員の決定への特別の配慮、教員に十分な研修の機会と必要な経費の確保を規定しています。また、へき地手当の月額は、文部科学省令で定める基準を参照して条例で定める、としています。

しかしながら、長野県は平成18（2006）年度より、1級地のへき地手当率を文部科学省令で定める基準8%の8分の1に過ぎない1%にするなど、大幅な減額を行いました。現在は地域手当の一率1.7%分を加えると基準の3分の1程度まで回復していますが、へき地手当の原資は基準に基づいて国から県に交付されており、近隣県では、同省令で定める率に準拠し支給しています。

その結果、本県のへき地教育に様々な歪みが生じています。原油の高騰なども相まってへき地校に勤務する教職員の経済的負担が増しており、家計支出の多い中堅層がへき地校勤務を躊躇することから、教職員の構成年齢バランスへの影響もでています。

へき地校等を取り巻く生活環境・交通事情等は改善されてきてますが、一方、都市部の地域の社会的・経済的・文化的諸条件はそれ以上に向上しており、相対的な格差は一層拡大しているのが実情です。

近年、本県においても教員不足や志願者倍率の低下が大きな課題となっていますが、へき地手当率が全国最低水準であることは、人材確保の面で大きなマイナス要因であり、このまま改善が行われなければ、本県の教育水準の維持および地方自治体の将来の担い手の育成にも大きな影響を与えることにもなりかねません。また、県人事委員会は「職員の給与等に関する報告」において「現在近隣県と比較して低い水準にあるへき地手当などの支給率について、近隣県との均衡を考慮して検討することが必要である」と2年続けて言及しています。以上、教育条件整備等の観点からも、近隣県並みに回復する必要があります。

よって、県におかれましては、下記の措置を講じられるよう強く要望します。

記

- 1 教育の機会均等と中山間地域における教育水準の向上を図るため、へき地手当およびへき地手当に準じる手当の支給率について、都市部との格差が一層拡大している実情を十分把握しつつ、近隣県との均衡を勘案し、2005年度以前の水準に戻すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和6年6月25日